

第29回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 令和4年9月5日（月） 10時から正午まで

会 場 横浜市役所共用会議室なみき16・17
横浜市中区本町6-50-10

【次 第】

1 開 会

2 議 題

- (1) 関内駅前地区の景観に関する考え方について（審議）
- (2) 創造的イルミネーション事業令和3年度のイベントについて（報告）
- (3) 創造的イルミネーション事業令和4年度のイベントについて（審議）

3 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 政策検討部会 名簿】

		氏 名	現 職 等
1	部会長	西村 幸夫	國學院大學教授／東京大学名誉教授（都市デザイン）
2	委員	大西 晴之	横浜商工会議所
3	〃	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）
4	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授（景観）
5	〃	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授（ランドスケープデザイン）
6	〃	高村 典子	公募市民委員
7	〃	山家 京子	神奈川大学建築学部教授（都市計画）
8	書記	樹岡 龍太郎	都市整備局企画部長
9	〃	榊原 純	都市整備局地域まちづくり部長
10	〃	光田 麻乃	都市整備局企画部都市デザイン室長
11	〃	白井 正和	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

第28回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議 題	議事1 都心臨海部における夜間景観の誘導手法について（報告） 議事2 夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更について（審議）
日 時	令和4年6月27日（月）午後3時から午後4時4分まで
開催場所	横浜市役所共用会議室みなと1・2・3 横浜市中区本町6-50-10
出席委員 （敬称略）	会場出席：西村 幸夫、大西 晴之、国吉 直行、高村 典子 リモート出席：真田 純子、福岡 孝則、山家 京子
欠席委員 （敬称略）	なし
出席した 幹事・書記	書 記：榊原 純（都市整備局地域まちづくり部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 白井 正和（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関係者	【議事1】 関係局：奥村 創（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） 土師 朝子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 【議事2】 関係局：奥村 創（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） 土師 朝子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 山田 渚（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 桂 有生（都市整備局企画部都市デザイン室）
開催形態	公開（傍聴者：0人）
決定事項	【議事2】本日の意見を踏まえ、引き続き手続きを進めること。
議 事	1 開 会 （西村部会長） それでは、まず会議の公開について、事務局から説明をお願いしたいと思います。 （光田書記） 本日の部会については公開といたします。 （西村部会長） それでは、議事に入りたいと思います。 2 議 題 （1）都心臨海部における夜間景観の誘導手法について（報告） （西村部会長） 議題1、都心臨海部における夜間景観の誘導手法について、報告であります。事務局から説明をお願いします。 （光田書記） 議事1は、今年の3月に開催した第131回都市美対策審議会においてご報告いたしました「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」に関する市民意見募集結果及びガイドラインの案のご報告です。本件については、令和2年10月の都市美対策審議会政策検討部会からご審議いただき、3月の親会で頂いたご意見及び市民意見募集の結果を踏まえ、ガイドラインの（案）をまとめました。今回は、令和4年7月に予定しているガイドラインの策定前最後のご報告となります。 詳細につきましては担当課である景観調整課よりご説明させていただきます。 議事1について、関係局から説明を行った。 （西村部会長） ありがとうございます。それでは、この件に関しまして何かご意見ありますでしょうか。前回頂いたご意見は一応、全部反映したということです。パブコメも割合、前向きな意見が多くて、あまり陳情だとか不満とかいうよりも、このガイドラインをもうちょっとよくしてほしいというような感じの意見が多かったので、大半の部分は反映していただいているということのようです。オンラインで参

加の委員方、大丈夫でしょうか。よろしいですか。よければこういうことで進めていただくということで、先ほどご案内もありましたけれども、来月にこれを決めて、具体的に進めることになるということでもあります。国吉委員、どうぞ。

(国吉委員)

夜景ということでイルミネーションとかそういうことがメインになるとと思いますが、最近、広告なのかアートなのか分からないような映像というのが渋谷辺りでどんと出てきているわけです。あれは素晴らしいことだというふうに一方で評価して、でも実際は、あそこの渋谷のエリアマネジメント組織の運営費用を捻出するために行っているようなところがあって、光の特区みたいな感じで、そこである収益を得るのはいいんだみたいな状況が生まれつつあって、これは割と東京の山手線にどんどん広がっていくのではないかという危惧を個人的にしています。そういった映像広告なのかアートなのか環境アートなのか、それをスポンサーによってやっていくような、そういうものについては横浜も多分、押し寄せてくる可能性があると思います。特にみなとみらいなんかのエリアマネジメント協議会の運営費用を賄うために、渋谷でもやっているのだからどうだ、みたいな感じが出てくる可能性があって、その辺は、収益を上げるのだったらいいんだという方向で単に押し流されないようにするのも重要なことだと思っております、その辺についてはこのガイドラインではどのように捉えることができるのか、ご説明いただきたいのですが。

(奥村係長)

ガイドラインの中では、広告に関する配慮事項などもお示ししていますが、考え方としては、メリハリをつけた夜間景観を目指していくということを伝えております。投影広告を含めた広告に関しても、常に表示されるということは、まちづくりの団体との会話をさせていただいた中でも、望んでいないエリアもありますので、そこは時間的制限や日数の制限といったメリハリをつけてやるものは良いにしても、常に表示することはできないよう、制度設計をしていきたいと考えています。

(国吉委員)

メリハリというのは、この地域はメリハリのハリのほうだからとか、そういう、どういったメリハリなのか。日常的には、横浜の景観として、ある程度はベーシックなものを押さえておくと。にぎやかな感じで演出するようなものは短期的なものに限るとか、そういう細かい説明がないと、メリハリだと、横浜駅周辺はいいのかとか、関内は抑えてとか、それがメリハリということになっても、その辺が後々どうにでも解釈できるようにならないように考えたほうがいいかなという感じがしました。

(土師係長)

今回のご意見の中にもありましたように、クリエイティブ&エレガントということで夜間景観の方向性を再確認させていただく中で、エレガントというのは、やはり一定の品位を保つということを横浜の夜間景観は大事にしていく必要があると考えております。それはハレとケの、イベント・日常のコントラストがあるにしても、どちらの場合でも一定の品位というのは協議の中で求めていく必要があるかと思っております。みなとみらいみたいなにぎわいの核になるところであっても、イベントをやるためには一定のスポンサー収入が求められるというのも議論になっていますが、その中でもやはり一定の品位、横浜らしさというものはきちんと求めていく必要があると考えております。

(白井書記)

昨年度改正させていただいた屋外広告物条例で、イベント協議制度というものを設けさせていただいております。今お話いただいたような状態になると、屋外広告物条例、屋外広告物にも該当してくると思いますが、そのイベント協議制度として協議をさせていただく中で、その取扱いといいますか、そもそもその事柄の是非であるとか、その中身など、検討していくことになるかと思っております。

(国吉委員)

いろいろなまちの運営組織の維持管理のために、渋谷の手法はいい手法だといって広がる可能性が非常に強くて、横浜もそうしようみたいな感じの圧力がかかってくる危険性があるので、横浜は一定のベーシックな品位を保っていくんだみたいなことはかなり強く出しておいたほうがいいかなとちょっと危惧したので申し上げました。

(白井書記)

他都市の動向ですとか事例の把握に努めるとともに、横浜でもやりたいというようなことが来たときのために議論を深めていきたいと思っております。

(西村部会長)

よろしく申し上げます。今回のガイドラインはある種、イベントのときは例外的にやるという話で

すが、今の話はイベントと言えるかどうか微妙なところですよ。自分たちのエリマネ組織を強化するというのはちょっとイベントと違うみたいになって、そのためだったら多少、広告的色彩があっても許されるのではないかという、ちょっと別のフェーズの議論にも関わってくると思いますので、少しそういう問題、エリマネを応援するのだったらいいのではないかみたいな理屈も立たないわけではないので、ここでいうベーシックなところと、それはちゃんと品位を保ってやるんだというのをここにまできちんと当てはめるかどうかというあたりは少し整理が必要かと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか何か、よろしいでしょうか。では、先ほどの件は、今後、起き得る可能性があるような問題に関しては少し準備的にも議論していただくということで、このガイドラインに関してはこれで進めるということではよろしいですか。

(異議なし)

(2) 夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更について (審議)

(西村部会長)

それでは、議題2に移りたいと思います。議題2は、これに伴いまして、夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更について、審議であります。

(光田書記)

議事2は、夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更についての審議でございます。この議事2は、議事1の「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を踏まえた制度運用を行えるように、横浜市景観計画及び都市景観協議地区を一部変更する、その変更案に関する審議です。なお、景観計画等を変更する場合は、景観条例に基づき、都市美対策審議会にご意見を頂くこととなっております。今回は原案確定前、市民意見募集前に任意でお諮りするものでありまして、この案の確定後、条例に基づく意見聴取として正式に改めてお諮りいたします。

詳細につきましては、担当課である景観調整課よりご説明させていただきます。

議事2について、関係局から説明を行った。

(西村部会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

では、1つ私から確認ですが、今の変更部分というのは、ガイドラインに書いてあることをそのままやっているのですか。それとも、7日以内とか10分以内とかいう数字はガイドラインにはないけれどもここで定義しているのか、その辺、確認なのですが。

(奥村係長)

7日など、夜間景観ガイドラインには数字は出していない、短期間とかそういう言い方をしています。

(西村部会長)

それを明記したということですね。それ以外のところは大体同じようなことを表現として使っていると。

(奥村係長)

そうです。

(西村部会長)

ありがとうございます。何かございますか。福岡委員、どうぞ。

(福岡委員)

今のご説明そのものというよりは、今後、夜間の照明とか映像の使い方とか技術がどんどん進化して、ガイドラインで今回、一応は内容を決めますけれども、例えば5年後とかにこれを見たときに、多分、いろいろな問題とか解けていない課題も出てくると思うのですが、そのような場合は都度こういう形で修正事項とか何か議論していく形になるのか、もしくは、都度協議をしていただきながら横浜市さんのほうで適切なほうに導いていただくのか、どういう形で運用していくのかちょっと気になりました。国吉委員がさっき少しおっしゃっていましたが、かなり最近流行り始めている映像というのは、壁一面使った立体的な映像なんかはかなり照度も高いですし、目立つことは目立つのですが、そういうものがこれからどんどん変化していくことを考えると、ガイドラインで幾ら書いても追

いつかない部分もあるのかなと思いましたが、これはコメント的ですが、何か今後の運用に関してお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

(奥村係長)

福岡委員がおっしゃったとおり、やはり技術革新はスピードが速く、我々のほうが後手後手になってしまっているところはあるかと思っております。まずは夜間景観ガイドラインをつくって、それから景観計画と都市景観協議地区に一定の数字の制限や、協議できるような体制を整えた形で、まずは協議をさせていただきたいと思っております。数年後、何か制度の変更で対応しないといけないような課題が出てきた場合には、協議の事例を積み重ねた上で制度の変更などの検討もあるかなと考えております。

(西村部会長)

追加ですが、ここに書いていないような全く新しいテクノロジーが出てきたら、例えば今のガイドラインには書いていないから使えるという話なのか、今のガイドラインには明記していないのでどこかに尋ねないと駄目なのか、そういう全体の仕組みというのはどのような感じになっているのでしょうか。

(奥村係長)

そこは難しいところはあるのですが、例えば投影広告物の規定をさせていただく前は景観計画に投影広告物の規定がないので、それは壁面に投影しているパターンが多いですから、建物の壁面の制限で見るというやり方もあります。そのように、ほかの基準で読むという場合もあるかなと思っております。

(西村部会長)

今回それを定義して、またそっち側でももう少し実際の目的に合ったようなものとして対応できるようになったと。

(奥村係長)

そうですね。一方で、先ほども国吉委員から投影広告物で渋谷の話があったかと思いますが、今回、景観計画で常設の投影広告の表示はできないという規定を定めようと思っております。ただし、イベント時に、7日以内または1日10分以内で、魅力的な景観に寄与するものであれば表示ができる、といった変更をしたいと考えています。

(西村部会長)

分かりました。ほか、何かありますでしょうか。国吉委員、どうぞ。

(国吉委員)

資料2-1、10番のところですか。関内地区都市景観協議地区の主な変更点の中でライトアップの行為指針を拡充ということで、下のほうに、「歴史的建造物へのライトアップについて、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。歴史的建造物の特徴を生かしたライトアップ」と。特徴を生かしたというのは、非常に主観的になるかなと。写真の左側は県庁、キングですね。これは特徴を生かした演出となっているように見えるのですが、生かしているといえ生かしているけれども、これは生かしていると言えるのか言えないのかみたいなの。だから、ここはど真ん中をわっと派手にすればいいんだみたいに取られるとまた違うなど。今まで割とベーシックにやってきたところがあって、それが全てかというともうでもないかもしれない。時代によって変化は受け入れなければ駄目なのですが、特徴を生かしていればどんなやり方でもいいのかとなっても困るなどというところがあって、その辺はどのように判断されるのか。だから、これは有名な照明デザイナーが特徴を生かしてやっているんですけど言われたときは認めるという感じでいいのかと。

あとは、先ほどの福岡委員の質問にもありましたが、かつて東京駅とかでもあったのですが、建物の形に立面図みたいなものをすーっと描いて白い枠線でぱっと貼り付けるような映像が一時ブームになったことがありましたね。映像を立面図でぱっとはめ込むような。ああいうのはイベントとして行ったことはあったのですが、歴史的建造物の飾りとかそういうところの特徴を出すようにつくった。あれは非常にお金がかかっているのですが、短期的なものだからいいのかなと思っております、ああいうのが個性を生かしたとなるのかどうか、その辺の判断が分かれるときはどこかでやはり協議するような、先ほどの西村部会長の話ではないですが、新しい技術が出てきて、難しいと判断したときはどこかで審議できるような体制を取っておいたほうがいいのかという感じがしました。

(土師係長)

歴史的建造物の特徴というのは、元の壁面の色彩ですとか素材感にどういう光を照らしたらきれいに際立つ光になるのかということだったり、もともとの建造物の形があると思うので、それを引き立

たせるライトアップとはどういう形なのかという視点で協議をしていきたいと思えます。おっしゃるとおり、これはいいのか悪いのかというのは判断が分かれるところがあるかと思えますので、そこはよくよく議論しながら、何が横浜らしいのかというのは協議していく必要があるかと思えます。

(国吉委員)

行政的な、社会的なメッセージを出す広告、ピンクリボンとか、ウクライナのたぐいとか、そういうのがあると思うのですが、それは必ずしも建築物の特徴を生かしたものではない。それはそれでいいと思うのですが、例えば県庁のこれは特徴を生かしたといううちになるのですか。

(桂)

県庁のブルーのライトアップは、国吉委員におっしゃっていただいたコロナのブルーライトアップをやっていたときに、実はこれとは全く違って本当に全部ブルーでライトアップしていたものを、歴史的建造物の特徴を生かした形で調整したもの、変更後の事例として載せていただいています。素材としての県庁のよさを生かしながら、その中でどのようにやっていくかは、協議しながら落としどころを見つけていくというのが今回の趣旨と思っています。

(国吉委員)

そうすると、必ずしも審議会でなくても、そういうものについては協議の対象とするということは、この中でうたわれているということによろしいのですか。分かりました。

(西村部会長)

だったら私も提案なのですが、「特別演出時」というのがちょっと分かりにくいのです。コロナは青なのだけど青だけにしないという趣旨なのですよ。これは普通に読むと何で青なんだと。だって、こういう歴史的建造物は大体アースカラーだから暖色系じゃないかと。何で寒色系にするんだという誤解をされたら意味が伝わらないので、コロナ時のとか、青を基調とする時の演出とか、何かもう少し誤解されないような説明をしてくれるといいと思えます。言われればすぐ分かるのですが、この写真だけを見てコロナのことも何も書いていなくて見ると、何で青なの？という感じに思ってしまう。

(国吉委員)

特徴を生かしたというのはこういうことかと。

(西村部会長)

そうしてしまうので、変な誤解をされないようにしたほうがいいですよ。

ありがとうございます。ほか、何か。高村委員、どうぞ。

(高村委員)

冒頭で国吉委員がおっしゃった広告とアートの境目がとても分かりにくいと私も思っていて、ここに出てくるのはヨルノヨアートクルーズという事例が出ていて、これはアートだと思うのですが、それにさらに特別演出というのまで来て、その違いは何だろうというのが、実際、こういう演出をする側にとって判断基準が分かりにくいなと思ったことが一つです。

あと、1日当たりの投影時間が原則10分以内というすごく短く感じるのですが、実際、よく考えると、日没の暗くなってから夜そんなに遅くまで、深夜までやらないので、3時間から5時間、6時間ぐらいの間の10分という意味だと思うのですが、例えば市役所とかでプロジェクトマッピングをしたらすごく見たいと思うのですが、短い時間でそこに人がたくさん来て密になってしまったらどうしようとかちょっと想像してしまったのですが、考え過ぎでしょうか。

(奥村係長)

7日以内と1日10分以内というのは併記させていただいております、いずれの場合とさせていただきます。なので、10分以内の場合は365日やってもいいという、そういう規定になります。その数字を用いたのも、できるだけそのイベントに特別感を感じてもらいたいというところがあって、それが連続でやる日数であれば7日以内、分数であれば1日10分というのが良いのではないかと、ということで設けさせていただいております。密対策まで考慮が至っていない部分があるかもしれませんが、思いとしてはそういうことになります。

(高村委員)

分かりました。あくまで目安ということですね。承知しました。

(山田係長)

つまり、7日以内であれば10分という規定はないということです。

(西村部会長)

ですよ。10分以内であれば年がら年中やっても別にいいと。

(高村委員)

では、いずれかということですね。

(山田係長)

はい。いずれかです。

(高村委員)

分かりました。書いてありますね。「いずれかに該当」と。

(西村部会長)

でも、イベント等で年がら年中というのはどういうことなのですか。「イベント等で表示する投影広告物について」と書いてあるから、何か特別なときにやるということが前提という話ですか。7日以内だったら何十分やってもいいと。毎日やるのだったら10分以内。でも、毎日って「イベント等」と言うのですか。

(奥村係長)

その期間、その時間、短くて特別感があるということでイベントと捉えています。

(西村部会長)

そういう意味ですか。なるほど。イベントというのは、ある特別なイベントというのではなくて、そういうことをやることそのものがイベントだと。

(奥村係長)

そうです。

(西村部会長)

なるほど。確かに、それが名物になるということがありますからね。エッフェル塔も色が何分間かだけ変わったりしますよね。

(国吉委員)

ベイブリッジなんかもそうです。

(西村部会長)

そういうのがイベントだと。それも横浜の魅力となり得るのであると。

何かほかに。大西委員、どうぞ。

(大西委員)

今ご説明を伺って、ほかのことで、横浜らしさだとか、上品なだとか、そういう表現がよく出てくる言葉だと思いますが、一方、横浜というのは、日本の国内だけを見てもそんなに歴史のある街ではない、非常に進取の精神が活発なところでもあるわけで、先ほど来、話が出ているような照明をはじめそういう新しい機械の進歩であるとか、一方では国内において何か新しいものの発祥という、また横浜なんだね、というような要素を少し出してもいいのではないかと。これは個人的な感覚の問題ですが、今のご説明を伺っていると、比較的、保守的な色彩が強いように私には聞こえたのですが、いかがでしょうか。

(奥村係長)

特に投影広告に関しては、ちょうど1年前に広告別の景観計画の規制を変更するというので、都市美対策審議会の委員の皆様にご意見をお聞きした際にも、やはり動きのあるものは景観への影響が大きいというようなご意見を頂いております。それも踏まえ、投影広告は原則設置できず、イベント時で7日以内や一日10分以内なら設置できるという基準にしています。一方、景観計画の制限上、これに合わないものについても、景観に寄与すると認められるものであって、都市美対策審議会にお諮りして委員の皆様からも、規定に合っていないけれどもこれは良いのではないかと、というご意見を頂いたものについてはできるという基準になっていますので、横浜市としても、規制に合っていないけれども魅力的なご提案があった場合には、委員の皆様にもご意見を頂きながら積極的にやっていきたいと考えています。

(大西委員)

美術なんかでも、今非常に人気のあるモダンアートなんて言われるものも、恐らく100年前にああいうものが出てきても今ほどの評価を受けなかったのではないかと、これも全く個人的な意見ですが、感じがするのです。それと同じように、こういうライトアップであるとかまちづくりだとかそういうものについても、歴史的なものは歴史的なものとして尊重すべきだけれども、また新しいチャレンジということも併せて必要なことではないのかなという感覚を持っているものですから。

(国吉委員)

保守的と言われるのはちょっと違うのではないかと思います、チャレンジすべきものはチャレン

ジしていいと思うのです。横浜らしい港の新しい夜景をつくるとか、壮大な計画をつくって、それに沿って協力いただいて、ほかではやっていないことをやるとか、そういうことはいいと思うのですが、今はやはりテクノロジーが発達しているので、それを使えばこんなこともできるということで、非常に安易にやる状況が出てきているので、それはちょっと気をつけながらやっていこうということで、港町横浜、港湾都市としての夜景をもう一回、神戸あるいは長崎とか、俯瞰する夜景とか、全体を魅力的にしていく工夫というのはもっとこれまで以上に進めていくことが必要ですし、それには単にサポートしてくる民間があるからというのではなくて、公的なお金も使ってきちんとやるとか、そういうこともやっていかないと、スポンサー付きになってしまうとどうしても一定の方向が出てしまうので、その辺はストップをかけるようなことはしないということになっているのではないかと思います。今、一番気になったことを今日は申し上げたので、その辺でちょっとブレーキがかかっているようにお感じになったかもしれませんが、どこにでもあるような、渋谷と同じようなことをここでもやろうみたいなことは、結局、横浜の魅力を全部損なうことになっていくので、そうではない横浜市の枠組みでつくっていくのは大いにやるべきだと思います。

(西村部会長)

メリハリという言葉がありますけれども、これは今、大西委員がおっしゃったように、割とクリエイティブなということも含まれているという感じでいいですね。抑えるところは抑えるけど、クリエイティブなところを応援するのは応援するという、そこがうまく伝わるようにしたほうがいいかもしれませんね。何かすごく制限をしているんだ、制限ばかりやっているんだという感じでもない。

(奥村係長)

ありがとうございます。

(西村部会長)

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。リモートで参加の委員方、何かコメントがあればと思いますが、いかがでしょうか。特にいいですか。大丈夫ですか。

それでは、幾つかご意見がありましたけれども、特に渋谷の例が出ましたけれども、エリマネに資するというような理屈で、いろいろな広告とアートの間みたいなものをどうするかという議論があって、ここでは基本的にはイベントのあるときに限定していろいろなことをやるというスタンスなので、基本的なベシックは守るということで考えておりますということでした。また、クリエイティブなものを押さえ込むのはまずいのではないかというご意見に関しては、メリハリがあるということなのできちんとそういうものを応援していくスタンスもあるという回答だったように思います。現実的には、イベントなんかで様々なところは若干、イベントの成功をうまく後押しするようにすることもあるということでした。ただ、テクノロジーは進むので、それに対応するような、全く違うものが出てきたときにどうするかということに関しては、対応を常にきちんとやっておかないといけないということでしょうね。というようなご意見があったように思います。よろしいですか。

なければ、終わりたいと思います。全体としてそんなまとめでよろしいでしょうか。

(異議なし)

3 閉 会

(光田書記)

ありがとうございます。本日は議事が2つございましたが、議事1につきましては、横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン(案)のとおり策定手続を進めていくということでご了承いただきました。議事2につきましては、本日頂いた意見を踏まえまして、今後、案の確定、市民意見募集等、進めてまいりたいということでまとまりました。

なお、本日の議事録につきましては、部会長の確認を得た上で閲覧に供することとさせていただきます。

(西村部会長)

ありがとうございます。次回の政策検討部会の開催につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(光田書記)

次回開催の詳細は議題の調整次第、また追って調整させていただきます。

(西村部会長)

それでは、これをもちまして第28回横浜市都市美対策審議会政策検討部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第・名簿・前回議事録 ・資料1-1 都心臨海部における夜間景観の誘導手法について（報告） ・資料1-2 市民意見募集でいただいたご意見とご意見に対する市の考え方（案） ・資料1-3 横浜都心臨海部夜間景観形成ガイドライン（案） ・資料2-1 夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更について（審議） ・資料2-2 新旧対照表_横浜市景観計画 ・資料2-3 新旧対照表_関内地区都市景観協議地区 ・資料2-4 新旧対照表_みなとみらい2 1 中央地区都市景観協議地区 ・資料2-5 新旧対照表_みなとみらい2 1 新港地区都市景観協議地区
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。